

## 給食用使用済廃油売買契約仕様書

- 1 門真市立認定こども園の給食により生じる使用済廃油（以下「廃油」という。）の売買について、門真市（以下「発注者」という。）と廃油買受業者（以下「受注者」という。）は、以下の仕様に基づいて廃油売買を行うものとする。
- 2 売買契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 3 受注者は、発注者の廃油を全量引き取るものとする。
- 4 発注者の給食では、大豆油あるいは菜種油を使用している。
- 5 廃油収集量の確認方法及び売買金額の確認と納入について
  - (1) 受注者は、発注者の指示に基づいて廃油の収集を行う。
  - (2) 廃油を入れる容器は、受注者が用意をする。
  - (3) 受注者は、職員（給食調理員、こども園責任者）等の立会いのもとに廃油量の確認を受けるものとする。
  - (4) 受注者は、原則月末から7日（土日祝日除く）以内の午後1時30分から午後4時30分の間（給食実施がない場合は午前8時30分から午後4時30分の間）に前月分の廃油の収集を行う。当該期間での収集が困難な場合は月末から2週間前までに連絡の上日程調整を行う。
  - (5) 受注者は、収集後10日以内にこども園毎の収集量に契約単価を乗じて得た金額とこども園毎の収集量を「廃油回収報告書」により発注者に報告し、発注者の確認を受けなければならない。
  - (6) 発注者は、前号の報告により数量、金額を確認したときは報告後10日以内に当該数量に契約単価を乗じた額を販売代金として受注者へ請求するものとする。
  - (7) 受注者は、前号の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内にその代金を発注者に支払わなければならない。
- 6 再生利用確認について
  - (1) 受注者は、引き取る廃油が適正に再利用される施設を有すること又は廃油再利用工場と搬入契約を締結すること。
  - (2) 受注者は、再利用される施設を有さない場合、発注者が前項の規定を確認するために廃油再利用工場の現地立入り確認を行えるようにするとともに、廃油再利用工場への搬入を証明する書類を提出するものとする。
- 7 受注者は、発注者から収集した廃油の処理に関して全ての責任を負うものとし、関係法令等を遵守し適正に行うものとする。
- 8 本仕様書等に疑義を生じた場合には、発注者、受注者協議の上解決する。

以上